



平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会社名 株 式 会 社 ウ ッ ド ワ ン
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 中 本 祐 昌
(コード番号 7898 東証第1部)
問合せ先 取 締 役 管 理 本 部 本 部 長 藤 田 守
(TEL : 0829-32-3333)

単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 65 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関する議案を付議すること決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所を含む全国証券取引所が、全ての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一する期限を平成 30 年 10 月 1 日に定めたことから、当社は当社株式の単元株式数を 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を、1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 変更の理由

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上 50万円未満）に調整することを目的として、株式の併合を行うものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の比率

平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について、5株につき1株の割当で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	49,209,846株
併合により減少する株式数	39,367,877株
併合後の発行済株式総数	9,841,969株

(注) 「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	3,351名（100.00%）	49,209,846株（100.00%）
5株未満	207名（6.18%）	234株（0.00%）
5株以上	3,144名（93.82%）	49,209,612株（100.00%）

(注) 本株式併合を行った場合、ご所有株式数5株未満207名の株主様は、当社の株主たる地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、証券会社に口座をお持ちの株主様はお取引のある証券会社、証券会社に口座をお持ちでない株主様は次の当社特別口座管理機関までお問合せください。

<特別口座管理機関>※証券会社に口座をお持ちでない株主様

日本証券代行株式会社 代理人部

電話：0120-707-843（フリーダイヤル）

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合には、会社法第234条および第235条の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、平成 29 年 10 月 1 日をもって、発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	196,839,384 株
変更後の発行可能株式総数 (平成 29 年 10 月 1 日付)	39,367,876 株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案ならびに本単元株式変更および発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 日程

平成 29 年 5 月 25 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 28 日	定時株主総会決議日
平成 29 年 10 月 1 日	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

(注) 上記のとおり、単元未満株式数の変更および株式併合の効力発生日は、平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位は、平成 29 年 9 月 27 日より 1,000 株から 100 株に変更されます。

4. その他

本日、別途「定款の一部変更に関するお知らせ」を開示しております。

以上